

現況農地である保留地予定地の 農地法上の取扱いについて

昭和 33 年 10 月 28 日 33 地局第 5821 号
農林水産省農地局長から農地事務局長、都道府県
知事あて

土地区画整理法第 98 条第 1 項の規程により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき土地若しくはその部分を指定した場合又は同法第 100 条第 1 項の規定により土地若しくはその部分について使用若しくは収益することを停止させた場合、それらの処分により使用し又は収益することのできなくなった土地又はその部分（以下単に「保留地予定地」という。）の農地法の規定による権利の設定移転又は転用の許可申請及び許可処分は下記により処理されたい。

記

1 申請書の記載

- (1) 農地法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号（同規則第 6 条第 1 項の規定によって準用する場合を含む。）の規定による当事者の一方は、当該土地区画整理事業の施行者とする。また、土地区画整理事業の施行者が自ら転用しようとする場合は、農地法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号の規定による申請者は、当該土地区画整理事業の施行者とする。
- (2) 申請書に記載すべき土地の表示は従前の土地の表示により備考欄において仮地番その他申請土地を確認できる説明を記載させる。
- (3) 申請書に記載すべき権利の種類は所有権以外の権利とする。

2 申請書の審査

申請書を受理したときは、下記により審査の処分を決定する。

- (1) 当該申請の内容が、土地区画整理法第 104 条第 9 項の規定によって、所有権を取得した日において売買することを前提として申請されたものである場合には、同法第 108 条第 1 項の規定による土地区画整理審議会の同意を得た処分方法に従った申請であるかどうか、土地区画整理組合が施行者である場合には、当該組合の規約に従った申請であるかどうかを審査する。
当該申請が農地の転用を目的としたものであるときは、当該転用計画者が、土地区画整理法第 76 条の規定によって権限者の許可を得たものであるかどうかを審査する。
- (2) 申請に係る保留地予定地が、当該申請の目的に供することが相当であるかどうかを審査する。
- (3) 当該申請の目的が、土地分譲を目的とした宅地造成であるときは許可しないこととする。
但し、日本住宅公団が行う宅地開発事業の住宅用地分譲はこの限りでない。